

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金募集要領 新旧対照表

(旧)		(新)																																					
P 4	<p>電気自動車等の普及促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気自動車等の導入                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象となる車両の初度登録（初度検査届出）日は令和 4 年 7 月 1 日（金）～令和 5 年 2 月 17 日（金）です。</li> <li>・代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続き（手形は除きます。）が完了していることが必要です。</li> </ul> </li> <li>2 電気自動車等に係る燃料等供給設備の設置（※2）</li> <li>3 自らが導入する又は導入した電気自動車等に係る V 2 H 充放電設備及び外部給電器の設置（※2）</li> </ol>	P 4	<p>電気自動車等の普及促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気自動車等の導入                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象となる車両の初度登録（初度検査届出）日は令和 4 年 7 月 1 日（金）～令和 4 年 12 月 9 日（金）です。</li> <li>・代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続き（手形は除きます。）が完了していることが必要です。</li> </ul> </li> <li>2 電気自動車等に係る燃料等供給設備の設置（※2）</li> <li>3 自らが導入する又は導入した電気自動車等に係る V 2 H 充放電設備及び外部給電器の設置（※2）</li> </ol>																																				
P 7	<p>(6) 事業スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">時期（予定）</th> <th style="width: 30%;">申請者</th> <th style="width: 50%;">県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請受付期間 令和 4 年 7 月 1 日(金)～ 令和 4 年 12 月 28 日(水)</td> <td style="text-align: center;">申請書類の提出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査及び交付決定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">審査 ↓ 交付決定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">契約・着工等 ↓ 工事完了等 ↓ 代金の支払い ↓ 実績報告書の提出</td> <td style="text-align: center;">← 契約・着工等 ← 工事完了等 ← 代金の支払い ← 実績報告書の提出</td> </tr> <tr> <td>実績報告書提出期限 令和 5 年 2 月 10 日（金）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">現地調査 (必要がある場合) ↓ 完了確認・確定通知</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td style="text-align: center;">交付請求書の提出 ↓ 補助金の受領</td> <td style="text-align: center;">← 交付請求書の提出 ← 補助金の交付</td> </tr> </tbody> </table>	時期（予定）	申請者	県	申請受付期間 令和 4 年 7 月 1 日(金)～ 令和 4 年 12 月 28 日(水)	申請書類の提出		審査及び交付決定		審査 ↓ 交付決定		契約・着工等 ↓ 工事完了等 ↓ 代金の支払い ↓ 実績報告書の提出	← 契約・着工等 ← 工事完了等 ← 代金の支払い ← 実績報告書の提出	実績報告書提出期限 令和 5 年 2 月 10 日（金）		現地調査 (必要がある場合) ↓ 完了確認・確定通知	補助金交付	交付請求書の提出 ↓ 補助金の受領	← 交付請求書の提出 ← 補助金の交付	P 7	<p>(6) 事業スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">時期（予定）</th> <th style="width: 30%;">申請者</th> <th style="width: 50%;">県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請受付期間 令和 4 年 7 月 1 日(金)～ 令和 4 年 12 月 9 日(金)</td> <td style="text-align: center;">申請書類の提出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査及び交付決定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">審査 ↓ 交付決定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">契約・着工等 ↓ 工事完了等 ↓ 代金の支払い ↓ 実績報告書の提出</td> <td style="text-align: center;">← 契約・着工等 ← 工事完了等 ← 代金の支払い ← 実績報告書の提出</td> </tr> <tr> <td>実績報告書提出期限 令和 5 年 3 月 10 日（金）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">現地調査 (必要がある場合) ↓ 完了確認・確定通知</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td style="text-align: center;">交付請求書の提出 ↓ 補助金の受領</td> <td style="text-align: center;">← 交付請求書の提出 ← 補助金の交付</td> </tr> </tbody> </table>	時期（予定）	申請者	県	申請受付期間 令和 4 年 7 月 1 日(金)～ 令和 4 年 12 月 9 日(金)	申請書類の提出		審査及び交付決定		審査 ↓ 交付決定		契約・着工等 ↓ 工事完了等 ↓ 代金の支払い ↓ 実績報告書の提出	← 契約・着工等 ← 工事完了等 ← 代金の支払い ← 実績報告書の提出	実績報告書提出期限 令和 5 年 3 月 10 日（金）		現地調査 (必要がある場合) ↓ 完了確認・確定通知	補助金交付	交付請求書の提出 ↓ 補助金の受領	← 交付請求書の提出 ← 補助金の交付
時期（予定）	申請者	県																																					
申請受付期間 令和 4 年 7 月 1 日(金)～ 令和 4 年 12 月 28 日(水)	申請書類の提出																																						
審査及び交付決定		審査 ↓ 交付決定																																					
	契約・着工等 ↓ 工事完了等 ↓ 代金の支払い ↓ 実績報告書の提出	← 契約・着工等 ← 工事完了等 ← 代金の支払い ← 実績報告書の提出																																					
実績報告書提出期限 令和 5 年 2 月 10 日（金）		現地調査 (必要がある場合) ↓ 完了確認・確定通知																																					
補助金交付	交付請求書の提出 ↓ 補助金の受領	← 交付請求書の提出 ← 補助金の交付																																					
時期（予定）	申請者	県																																					
申請受付期間 令和 4 年 7 月 1 日(金)～ 令和 4 年 12 月 9 日(金)	申請書類の提出																																						
審査及び交付決定		審査 ↓ 交付決定																																					
	契約・着工等 ↓ 工事完了等 ↓ 代金の支払い ↓ 実績報告書の提出	← 契約・着工等 ← 工事完了等 ← 代金の支払い ← 実績報告書の提出																																					
実績報告書提出期限 令和 5 年 3 月 10 日（金）		現地調査 (必要がある場合) ↓ 完了確認・確定通知																																					
補助金交付	交付請求書の提出 ↓ 補助金の受領	← 交付請求書の提出 ← 補助金の交付																																					

(旧)	(新)																								
<p><b>【電気自動車等の導入の場合】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期（予定）</th> <th>申請者</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請受付期間（※） 令和4年7月1日(金)～ 令和5年3月1日(水)</td> <td>新車購入・初度登録 完了後、交付申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査及び交付決定</td> <td></td> <td>審査 ↓ 交付決定</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td>交付請求書の提出  補助金の受領</td> <td>補助金の交付</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初度登録日は令和4年7月1日（金）～令和5年2月17日（金）が対象です。</p>	時期（予定）	申請者	県	申請受付期間（※） 令和4年7月1日(金)～ 令和5年3月1日(水)	新車購入・初度登録 完了後、交付申請		審査及び交付決定		審査 ↓ 交付決定	補助金交付	交付請求書の提出  補助金の受領	補助金の交付	<p><b>【電気自動車等の導入の場合】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期（予定）</th> <th>申請者</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請受付期間（※） 令和4年7月1日(金)～ 令和4年12月9日(金)</td> <td>新車購入・初度登録 完了後、交付申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査及び交付決定</td> <td></td> <td>審査 ↓ 交付決定</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td>交付請求書の提出  補助金の受領</td> <td>補助金の交付</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初度登録日は令和4年7月1日（金）～令和4年12月9日（金）が対象です。</p>	時期（予定）	申請者	県	申請受付期間（※） 令和4年7月1日(金)～ 令和4年12月9日(金)	新車購入・初度登録 完了後、交付申請		審査及び交付決定		審査 ↓ 交付決定	補助金交付	交付請求書の提出  補助金の受領	補助金の交付
時期（予定）	申請者	県																							
申請受付期間（※） 令和4年7月1日(金)～ 令和5年3月1日(水)	新車購入・初度登録 完了後、交付申請																								
審査及び交付決定		審査 ↓ 交付決定																							
補助金交付	交付請求書の提出  補助金の受領	補助金の交付																							
時期（予定）	申請者	県																							
申請受付期間（※） 令和4年7月1日(金)～ 令和4年12月9日(金)	新車購入・初度登録 完了後、交付申請																								
審査及び交付決定		審査 ↓ 交付決定																							
補助金交付	交付請求書の提出  補助金の受領	補助金の交付																							
<p><b>P 8</b> <b>3 交付申請</b> <b>(1) 申請受付期間</b> 令和4年7月1日（金）～令和4年12月28日（水） <b>【電気自動車等の導入について】</b> 令和4年7月1日（金）～令和5年3月1日（水） ※期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了しますので御注意ください。</p>	<p><b>P 8</b> <b>3 交付申請</b> <b>(1) 申請受付期間</b> 令和4年7月1日（金）～令和4年12月9日（金） <b>【電気自動車等の導入について】</b> 令和4年7月1日（金）～令和4年12月9日（金）</p>																								
<p><b>P 1 2</b> <b>(5) 実績報告</b> 交付決定者は、工事完了かつ施工業者への支払い（原則、金融機関による振込）が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。 <b>【提出時期】</b> 工事完了かつ支払い完了後、速やかに（概ね30日以内）提出してください。 <b>【最終提出期限】</b> 令和5年2月10日（金）[必着・厳守]</p>	<p><b>P 1 2</b> <b>(5) 実績報告</b> 交付決定者は、工事完了かつ施工業者への支払い（原則、金融機関による振込）が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。 <b>【提出時期】</b> 工事完了かつ支払い完了後、速やかに（概ね30日以内）提出してください。 <b>【最終提出期限】</b> 令和5年3月10日（金）[必着・厳守]</p>																								